

2026.10.22

第163回教員養成部会 「大学における教員養成」について

東京大学大学院教育学研究科
教授 勝野正章

「大学における教員養成」／「大学としての教員養成」

- 今回の教員養成改革－学位課程と教職課程の密接な連携を通じて、将来の教師としての強み専門性の基礎を育む
 - 「大学として」教員養成に取り組むことを求めるもの
 - 「大学における教員養成」の実質化
- 「大学における教員養成」と教員養成の開放性(制)－戦後から今日に至る教員養成の基本原理
 - しかし、「大学として」、主体的・積極的に教員養成に取り組んできたのかという疑問が夙に投げかけられきた

教科専門(学位課程の一部)と教職専門の連携不足

背景に「専門家教育の理念と哲学の欠落」「『アカデミズム志向』と『職業訓練志向』の不毛な二項対立」(佐藤学『専門家としての教師を育てる 教師教育改革のグランドデザイン』 岩波書店)

これに対し、たとえば

- 教職センターの導入

「大学としての教員養成」に貢献

一方で、教員養成を専門教育の外側に隔離

- 2019年度からの大括り化

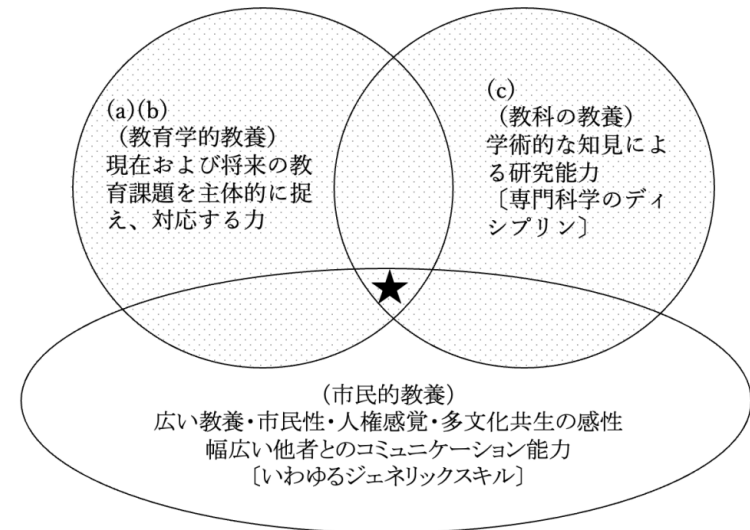
授業を想定した教科内容知識の構成など、意欲的な教職課程カリキュラム改革

一方で、単位数の調整問題化

「3つの教養」の並列／統合

- ・教師の専門性を構成する知識基盤
市民的教養、教職教養、教科の教養
- ・「3つの教養」の学修機会があることは、
「大学における教員養成」の入口
教師という専門職において「3つの教養」がどのように統合されるのか、その理解と展望を踏まえて、
意識的、主体的に教職課程を構成する必要

図2 二つのエッセンシャルカリキュラムの構成要素の概念図



※三つの円は教師教育エッセンシャルカリキュラムの領域を示し、網掛けは教職課程エッセンシャルカリキュラムの領域を示す。

参考 日本教師教育学会監修
『大学における教員養成の未来
ー「グランドデザイン」の提案』 学文社

アカデミズムの意義と課題

- ・市民的教養・教科の専門知識に加え、自由な探究、学問研究を通じての自律的人格・人間性を重視

これは、教員養成を大学で行うことの根拠であり、現在も極めて重要

- ・一方、教員養成を大学における教育研究と統合するためには、何が必要かを問う契機は弱かった

- ・教職課程認定基準 「免許状の授与に必要な科目の開設及び履修方法が、当該学科等の目的・性格を歪めるものではないと認められる場合に認定するものとする」

もちろん「歪める」ことがあってはならないが、学科等の教育研究に変化の必要がなくてよいのだろうか

教育学・教師教育学の意義

- ・日本教師教育学会

教育哲学、教育方法学、教育心理学、教育社会学、教育行政学など、各領域に固有な視角と方法によって教育教育を研究するが、「3つの教養」の統合は領域横断的な共通問題

教職という専門職における「3つの教養」の統合に関する知を、実践との往還を通じて構築することは、教育学、なかでも教師教育学の固有の使命

- ・教職専門科目の単位数見直しが、教育学・教師教育学の軽視になってはならない

教員養成(教師になりゆく学び)のデザイン

- ・大学の主体性

教師の専門家教育として教員養成を構築する

具体的なデザインにおいては、各大学の主体性が保障されるべき

- ・学生の主体性

自らの内において「3つの教養」を統合していく主体的な学び

- ・教育学・教師教育学・教職専門科目

「大学として」、教員養成をデザインするための指針

学生が、自ら学びをデザインして、教師になりゆくための資源

「大学における教員養成」固有の意義

- ・「大学における教員養成」の実質化は、大きな挑戦(大学の強い自覚が求められる)
しかし、「3つの教養」を目的的に統合できる機会と環境が、可能性として最も備わっているのは、大学
- ・「大学における教員養成」は、生涯にわたって行われる専門家としての学びの最初の段階(準備教育)
だからこそ、「3つの教養」を学修し、それらを統合して教師としての自己を形成していく大学での教員養成が重要
- ・「生涯学び続ける教師」として、学びたいときに大学で学べる機会と環境の整備も求められる

「大学における教員養成」固有の意義

- ・多様な背景、経験、専門性を有するものが教職に就くこと、参入ルートの多元化を進めることは、重要
- ・大学以外の場合(学校現場、その他の職業や社会経験の場合)でも、「3つの教養」(教師の専門性の基盤)を育むことはできる

しかし、「3つの教養」の統合が、学ぶものの主体性に依存する可能性

- ・大学が準備する、教師教育の堅強かつ柔軟性に富んだ理念と方法に基づくカリキュラムと学ぶものの主体性 どちらかが欠けても、「大学における教員養成」は成立しない

Cf. 医師や法律家などの専門家教育